

## 無格付け等の地方公共団体の平成22年度決算に基づく健全化判断比率(確報)

(単位: %)

地方公共団体	健全化判断比率(※1)				【参考】 平成24年1月末 保有債券 簿価残高 (億円)
	実質赤字 比率	連結実質赤字 比率	実質公債費 比率	将来負担 比率	
北海道	—	—	24.1	330.2	2.0
宮城県	—	—	15.1	254.5	4.7
千葉県	—	—	11.2	206.3	23.7
神奈川県	—	—	9.9	193.1	11.6
長野県	—	—	15.4	204.8	1.0
京都府	—	—	12.8	249.0	11.9
大阪府	—	—	17.6	266.8	4.0
兵庫県	—	—	21.0	350.2	8.3
熊本県	—	—	15.2	217.3	2.0
仙台市	—	—	11.9	155.2	3.0
さいたま市	—	—	6.1	47.7	12.6
川崎市	—	—	11.9	120.0	2.0
北九州市	—	—	11.7	166.0	1.0
千葉市	—	2.87	21.4	285.3	13.0
					合計 100.7

(注1)実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は「—」と表記している。

(注2)千葉市は依頼格付A+

## 《参考》平成22年度における健全化判断比率に係る早期健全化基準

	実質赤字 比率	連結実質赤字 比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
早期健全化基準 (※2)	都: 5.54% 道府県: 3.75% 市区町村: 11.25% ～15%	都: 10.54% 道府県: 8.75% 市区町村: 16.25% ～20%	都道府県 ・市区町村: 25%	都道府県 ・政令市: 400% 市区町村: 350%

(※1)「健全化判断比率」とは

- 財政健全化法に基づく、地方公共団体の「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の四つの財政指標の総称。
- 地方公共団体は、毎年度、前年度決算に基づき、この健全化判断比率を公表しなければならず、そのいずれかが早期健全化基準又は財政再生基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。
- 健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つもの。

(※2)「早期健全化基準」とは

- 財政健全化法に基づき、地方公共団体が、財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、健全化判断比率について定められた数値。
- 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である地方公共団体は、財政健全化計画を策定しなければならない。

以上、平成23年12月28日総務省ホームページ公表資料の内容を一部抜粋又は要約したもの。